

# 労働契約の解消に関する 労務管理上の留意点

昨今、新型コロナウイルス感染症の影響による景気変動などにより、労働契約を解消せざるを得ない可能性が高まっているケースが見受けられます。また、企業にとってミスマッチ的な人材との契約解消が必要に迫られるケースもあります。

そこで今回は、トラブルになり易い契約解消の考え方、方法について判例を交えて解説いたします。

## -CONTENTS-

<p><b>第1 はじめに</b></p> <p><b>第2 能力不足等労働者の普通解雇</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 能力不足労働者の解雇をなぜ取り上げるのか</li> <li>2 企業に求められる対応           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 即戦力の中途採用者・高度専門職の場合</li> <li>(2) 一般社員の場合</li> </ol> </li> <li>3 裁判例           <p>一般正社員(勤続約30年)に対する解雇が有効とされた例 など</p> </li> <li>4 実務上の留意点           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 採用段階 (2) 能力不足が顕在化した段階</li> <li>(3) 改善指導した段階 (4) 退職勧奨</li> <li>(5) 最後に普通解雇</li> </ol> </li> </ol> <p><b>第3 休職期間満了に伴う退職・解雇</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 傷病休職制度について</li> <li>2 裁判例           <p>精神的不調が疑われる社員Xへの対応が問題となった事例 など</p> </li> </ol> <p><b>第4 60歳以降の有期雇用労働者の雇止め</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高年齢者雇用安定法と法制について</li> <li>2 裁判例           <p>経営不振を理由とする定年後再雇用社員の雇止めが有効とされた例 など</p> </li> </ol>	<p><b>第5 パワハラ、マタハラ等の加害者の懲戒解雇</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ハラスメント加害者の企業からの排除</li> <li>2 裁判例           <p>パワハラを理由とする懲戒解雇が有効とされた例 など</p> </li> </ol> <p><b>第6 希望退職</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 意義と法律構成</li> <li>2 緊急時の希望退職</li> <li>3 裁判例           <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望退職に応募した労働者に対し、企業が承認・承諾しなかった場合の優遇措置の適用について</li> <li>・整理解雇の人選基準について</li> <li>・希望退職面談時の上司の言動の不法行為性が問題となった例 など</li> </ul> </li> </ol> <p><b>第7 職種・勤務地限定労働者の整理解雇</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 限定正社員と整理解雇</li> <li>2 職種・勤務地限定の合意が整理解雇の有効性に与える影響           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 解雇回避努力はどこまで求められるか</li> <li>(2) 人選で優先することは許されるか</li> </ol> </li> <li>3 裁判例           <p>勤務地限定において、整理解雇が有効とされた例 など</p> </li> </ol> <p><b>第8 最後に</b></p>
---	--

開催日時	<p><b>令和2年11月13日(金)</b> 14時00分～16時30分</p>
会 場	<p><b>経協会館3階ホール</b> (新潟県経営者協会) 新潟市中央区川岸町1-4 7-3</p>

講師 あさひ新潟法律事務所 弁護士 斎木 悅男 氏

新潟大学法学部卒。1979年、弁護士登録。新潟県弁護士会所属。経営法曹会議所属。使用者側弁護士の団体「経営法曹会議」の会員であり、新潟県経営者協会主催の労働法務講座の講師を18年以上担当している。



受講料	一般 13,200円 (1名・消費税込) 会員会社 8,800円 (1名・消費税込)	定員	40名
申込方法	下記申込書にてFAX(025-267-2310)または ホームページ( <a href="http://www.niigata-keikyo.jp">Http://www.niigata-keikyo.jp</a> )よりお申し込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。		
申込締切日	<b>令和2年11月6日(金)</b> ※受講料は11月6日までに納入願います。 ※お申し込み後のキャンセルにつきましては、当日の取り消し(欠席を含む)のみキャンセル料として受講料の全額を申し受けます。その場合、資料等を後日送付いたします。		
振込先	口座名:「一般社団法人 新潟県経営者協会(シャ.ケンケイエイシャキョウカイ)」 第四銀行・白山支店 普通預金No.0173179 北越銀行・古町支店 普通預金No.583391 大光銀行・新潟支店 普通預金No.314069 ※振込手数料は貴社にてご負担をお願いいたします。 ※領収書は発行いたしませんので、必要の場合はご連絡ください。		
備考	<b>・駐車場がございませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。</b>		
お問合せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL(025)267-2311		

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025)267-2310

### 労働法務講座・第152回判例研究会申込書(11/13)

会社名		
所在地	(〒 )	
ご担当者	お名前	所属・役職
連絡先	TEL:	FAX:

参加者氏名(フリガナ)		所属・役職
1	( )	
2	( )	
3	( )	
4	( )	
5	( )	

受講料のご送金方法(下の□に☑チェックしてください)

銀行振込  その他  請求書  要  不要

ご記入いただいた個人情報につきましては今後のセミナー内容および講演会・IR活動の向上を目的としており、主催者が取り扱う商品・サービスのご案内の目的のみに使用いたします。なお、第三者に提供することはございません。